

農 用 地 区 域 の 変 更 申 出 書

令 和 年 月 日

倉 敷 市 長 あて

申 出 者

〒 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 (_____) _____

次の土地について、倉敷農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に定める農用地区域の変更(編入・除外・用途変更)を希望するので申し出ます。

1 変更を希望する土地(申出地)の状況	土地の所在	地番	地目		登記面積	土地所有者(登記) (申出者から見た続柄)	除外後の農地区分 (第1種・甲種) 集落接続の有無	周辺農地等への 影響の有無	耕作者 (利用権・賃借権の有無)	
			登記	現況	変更面積					
1 変更を希望する土地(申出地)の状況	①				m ² m ²		種農地 有・無	有・無	有・無	
	土地改良事業等の状況	a 国営施設機能保全事業(小阪部川地区) 有・無 b 国営かんがい排水事業(岡山南部地区) 有・無 c その他ほ場整備事業等 有・無								
	②				m ² m ²		種農地 有・無	有・無	有・無	
	土地改良事業等の状況	a 国営施設機能保全事業(小阪部川地区) 有・無 b 国営かんがい排水事業(岡山南部地区) 有・無 c その他ほ場整備事業等 有・無								
	③				m ² m ²		種農地 有・無	有・無	有・無	
	土地改良事業等の状況	a 国営施設機能保全事業(小阪部川地区) 有・無 b 国営かんがい排水事業(岡山南部地区) 有・無 c その他ほ場整備事業等 有・無								
	所有者の現耕作面積	m ² 除外後耕作面積				m ²	申出者が申出地+1,000m ² 以上の農地を相続する見込の有無			有・無
変更面積合計	m ²		(田		m ²	畑	m ²	樹園地	m ²)	
2 事業計画の内容	計画目的	<input type="checkbox"/> 農家住宅 <input type="checkbox"/> 農家世帯の分家住宅 <input type="checkbox"/> その他(_____)								
	※計画の必要性、緊急性、転用希望面積の妥当性を必要に応じて家族構成等を踏まえて記載のこと。									
	着工時期	令和 年 月 から								
	土地選定の理由	別紙1「申出地選定理由書」とおり ※特に農用地区域内農地でなければ計画を実現できない理由を記載すること。								
3 被害防除計画の概要 ※農地転用許可申請時に使用する計画書の添付可	土砂の流出対策									
	排水対策 (雨水・汚水)									
日照・通風対策										
4 事前相談の状況 (他法令許認可関係)	農業委員会事務局	農地法(農転許可)	確認日			<input type="checkbox"/> 農地区分 <input type="checkbox"/> 集落接続 <input type="checkbox"/> 周辺農地等への影響 <input type="checkbox"/> 代替地候補 <input type="checkbox"/> 違反転用				
	開発指導課	都市計画法(開発許可)	確認日			<input type="checkbox"/> 建築物の用途区分(都計法第34条) <input type="checkbox"/> 分家要件(線引き時点の所有者と申出者の関係)				
	建築指導課	建築基準法	確認日			<input type="checkbox"/> 接道状況の確認				
	その他	公共施設管理者同意	確認日			<input type="checkbox"/> 排水放流同意(放流実績のない場合)耕地水路課・農業土木委員等				
5 隣地所有者等への説明	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 隣接する農地全筆の所有者(耕作者)に対し、計画概要について説明を終えました。									
	<input type="checkbox"/> 隣接する農地はありません。(又は、隣接するすべての農地を申出地の所有者が所有しています。)									

(添付書類及び記載要領) 裏面参照

多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払制度

<備考>

申出代理人名及び連絡先

農振除外の申出は、5月・11月の年2回で各月の末日までとなります。(※末日が土日祝の場合は翌開庁日まで)

○添付書類 ※申出内容によっては、添付不要なものもあるため、必ず事前相談を行うこと。

- 1 申出地選定理由書【別紙1】
別紙1の記載例を参照のこと
- 2 申出地の位置図(周辺案内図)
住宅地図等 幹線道路や目標となる施設等申出地の位置がある程度特定できるもの
- 3 申出地及び周辺の地番図(公図の写し) コピー可 法務局
公図の写し(法務局)に申出地及び申出地の隣接地の「所有者、地目、地積、現況」を記載すること
- 4 申出地の登記事項証明書(全部事項) コピー可 法務局
昭和46年9月7日以前の所有者の記載がない場合には、閉鎖謄本も併せて添付すること
- 5 固定資産税評価課税証明書(最新年度分) コピー可 税制課及び各支所税務事務所
申出地の所有者(土地提供者)及び申出者が所有するすべての土地の証明書(共有分を含む。)
市外に土地を所有している場合には、他市町村のものも併せて添付すること
- 6 検討対象土地一覧表(所有土地)【別紙2】
固定資産税評価課税証明書に基づき、筆ごとに代替地としての検討結果を記載すること
また、農用地該当の有無、土地改良事業の受益地該当の有無、接道要件、面積要件、集落接続要件等を補記すること
- 7 所有土地の位置図
住宅地図等により、検討対象土地一覧表にあるすべての土地の位置を記載すること
- 8 土地利用計画図(建物配置図、残地(農地)用排水計画図)
敷地面積、建築面積、敷地拡張する面積、拡張後の面積、建ぺい率(算定根拠を含む。)を記載すること
一部転用の場合には、残地(農地)への取水、排水経路を記載すること
- 9 雨水、污水排水等の処理計画及び計画排水系統図
雨水排水については、計画地から河川(水路)までの排水経路を図示すること
污水排水については、公共污水柵から公共下水道等への接続箇所までの排水経路を図示すること
- 10 申出地の現況写真(正面、背面、両側面、四隅等から撮影し、申出地を囲む)※公図の写しに撮影方向を記載する。
現在、耕作に使用している取水口、排水口も撮影すること
- 11 耕作証明書 農業委員会
農家住宅又は農業用施設用地とする場合に添付すること
農家世帯の分家住宅用地とする場合で、発行が可能な場合には添付すること(耕作期間3年以上)
- 12 土地所有者承諾書
利用権、賃借権の設定をしている場合には、耕作者からの承諾書を添付すること
- 13 農業土木委員意見書
水路への排水の放流等について、維持管理上支障がないか等の意見をもらうこと
- 14 申出者世帯全員の住民票の写し コピー可 市民課 (法人の場合は法務局)
法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し
- 15 戸籍(全部事項証明書 謄本) コピー可
農家世帯の分家住宅用地とする場合、申出者から昭和46年9月7日時点の土地の所有者までの関係がわかるもの
- 16 相続関係図
関係者の氏名、続柄を記載し、死亡者には「亡」とつけること

○記載要領

- 1 変更を希望する土地(申出地)の状況
 - ・除外後の農地区分
 - ・集落接続の有無
 - ・周辺農地等への影響の有無
いずれも農業委員会事務局で申出書の提出前に確認して記載してください。
 - ・土地改良事業等の状況
農林水産課(一部は耕地水路課)で確認することができます。事前相談の段階で固定資産税評価課税証明書をお持ちください。
 - ・所有者の現耕作面積(除外後耕作面積)
農家住宅、農業用施設又は農家世帯の分家住宅用地とする場合に記載してください。
耕作面積は、耕作証明書又は農業委員会事務局で確認して記載してください。
 - ・申出者が申出地+1,000㎡以上の農地を相続する見込の有無
農家世帯の分家住宅用地とする場合に記載してください。
- 2 事業計画の内容
 - ・計画目的
なぜ、今、転用計画(一戸建て住宅の新築等)が必要となったのかを家族構成等を踏まえて記載してください。
住宅用地以外の場合には、必要とする面積の根拠も併せて記載してください。
土地選定の理由は、別紙1「申出地選定理由書」に記載するため、ここでは記載不要です。
 - ・計画概要
建築物・工作物の名称欄には、木造2階建て住宅、車庫、カーポート、農機具倉庫、農作業スペース等を記載してください。
既存敷地面積、拡張後敷地面積欄は、既存敷地の拡張をする場合に記載してください。
建ぺい率欄には、小数点以下2桁で記載するとともに、土地利用計画図(建物配置図)において、計算根拠を示してください。
特に、農地転用許可申請時の特例で、カーポート等建物以外の面積を敷地面積から除外する場合には、必ず明示してください。
- 3 被害防止計画の概要
 - ・記載に代えて、農地転用許可申請時に使用する被害防止計画書を添付していただいても結構です。
- 4 事前相談の状況
 - ・農用地区域からの除外申出は、具体的な計画に基づき行われるものですから、計画の実現可能性について、関係各課と申出書の提出前に必ず事前相談を行い、許可見込をもらってください。事前相談の順番は問いませんので、まずは農林水産課へお越しください。
- 5 隣地所有者等への説明
 - ・隣地所有者からの同意書の提出は求めませんが、円満に計画が実現できるよう関係者には転用計画の説明を行い、日時を記録してください。